

A decorative border consisting of a grid of lightbulb icons. The top and bottom rows are solid black with white lightbulbs. The left and right sides are white with black lightbulbs. The central area is white with black text.

自治基本条例」に関する報告書

平成17年(2005年)12月

札幌市市民自治を進める市民会議
「自治のルール、みんなでつくろう!」委員会

はじめに ～「市民参加」から「市民自治」へ～

私たち、市民自治を進める市民会議「自治のルール、みんなで作ろう！」委員会は、平成 16 年（2004 年）7 月に札幌市により設置され、自分たちのまちのことを自分たちで考え決めていくための基本的なルールである自治基本条例について検討してきました。

前身は、市民自治を考える市民会議「市民参加、こうありたい！」委員会（平成 15 年〔2003 年〕12 月～平成 16 年〔2004 年〕5 月）です。この委員会では、市民の市政参加のあり方を議論し、札幌市長に対して「札幌の市民参加はこうしよう！」という提言を行いました。この提言書は、市民・議会・行政の情報共有の重要性、そしてそれを前提とした市民の合意形成を進める手法や、市政へ市民意見を反映する具体的な仕組みづくりなどについて、委員で意見を出し合い、整理した内容となっています。

この提言は実り多いものでしたが、議論の限界もありました。自分の発言や行動が、議会や行政の取り組みとどのように関係し、位置付けられ、市政に活用されるのか、それを示す見取り図がなければ、私たち市民は市政を自分とは関わりの薄いものとしか感じる事ができず、市政への参加に消極的、受動的にならざるをえません。市政に積極的に参加するためには、市政運営の全体像、基本的なルールを知ることも必要なのです。

このような趣旨のもと、私たちは市民の視点から、市民主体の理念を明らかにし、市民参加のあり方と市政運営の基本的なルールを盛り込んだ、札幌にふさわしい自治基本条例の検討を進めてきたのです。

検討の過程では、この報告書が多くの市民の皆さんの納得と共感を得られるものになるよう、学習会、意見交換会、ワークショップなど、さまざまなイベントを開催してきました。また、平成 17 年（2005 年）7 月の中間報告には、なんと 1200 を超える方々からの貴重なご意見をいただくことができました。この最終報告は、イベントに参加したり、アンケートをお寄せいただいた大勢の市民、学識経験者、議員、市職員の皆さんたちの協力があって初めてとりまとめることができました。

私たちは、報告書をまとめる過程で関わりを持ってくださった多くの方々に感謝し、市民自治の推進に向けていっそうの取り組みを進めていきたいと思えます。

平成 17 年（2005 年）12 月

札幌市市民自治を進める市民会議

「自治のルール、みんなで作ろう！」委員会

目次

ページ

I 報告にあたって	
1 自治基本条例の必要性と位置付け	2
2 条例に盛り込みたい内容の構成	4
II 条例に盛り込みたい内容	
1 前文	8
2 定義 (1) 市民 / (2) まちづくりと市政	10
3 基本理念	11
4 まちづくりの基本原則 (1) 市民参加の原則 / (2) 情報共有の原則 / (3) 信託と責任の原則	12
5 市民	
1 市民の権利 (1) まちづくりに参加する権利 / (2) 市政の情報を知る権利	14
2 市民の責務 (1) 市民の責務 / (2) 事業者の責務	15
6 議会 議員	
1 議会 (1) 議会の役割 / (2) 市民に開かれた議会	16
2 議員 (1) 議員の役割と責務	17
7 市長及び職員	
1 市長 (1) 市長の役割と責務 / (2) 市長の宣誓	18
2 職員 (1) 職員の責務 / (2) 職員の養成と配置	18
3 行政運営 (1) 行政運営の基本 / (2) 総合計画 / (3) 財政運営 / (4) 行政評価 / (5) 公正信頼の確保	20
8 市民参加の推進と市民の権利保障	25
(1) 基本事項 / (2) 市政への市民参加の推進 / (3) 住民投票 / (4) 情報公開 / (5) 情報提供 / (6) 個人情報の保護 / (7) まちづくり活動の促進 / (8) 生活圏を単位としたまちづくり / (9) 区の位置付け / (10) 区や生活圏にまたがる課題への対応	
9 他の自治体等との連携 協力	32
10 自治基本条例の位置付けと見直し	33
III 資料編	
1 市民自治を進める市民会議 設置要綱 / 2 委員及びアドバイザー /	36
3 市民会議の開催経過 / 4 自治基本条例中間報告に対するアンケート結果 /	
5 委員からみなさんへ	



1 報告にあたって

1 自治基本条例の必要性と位置付け

私たち市民と地方自治

地方分権を進める国の諸改革により、地方自治体が自らの地域の問題を考え、独自の政策を実施できる範囲が大きく広がっています。ただ同時にそれは、自らしなければならないことが増えるということでもあります。まさに本来の意味での地方自治の確立が求められている状況にあると言えます。

他方、市民の意識や要求は、短期間で大きく変化する社会の中で多様化しており、そのため議会や、市長をトップとする市役所もまた、市民参加を進めなくてはそれぞれの役割を十分には果たすことができなくなっています。

そして実際に、市民の自治意識も高まっており、市政運営への市民参加の取り組みも進められています。

条例化の必要性

しかし、今進められている市民参加の取り組みも、必ずしもすべてが統一的なルールのもとで実施されているわけではありません。ルール化されていないものは、市長や担当者の交替またはその時々考えによって取りやめになる場合があります。また、ルールに基づいている場合でも、その仕組みを市民が十分に知ることができるようにはなっていません。

そこで、市民の市政に参加する権利と、参加を可能にするために欠くことができない市政の情報を知る権利を、それぞれ権利として保障し、市民参加による市政を進める上での基本的なルールを、市民の合意として確立することが必要となります。

また、限られた財源に基づいて市政を進めていかざるを得ないなかで、多様な市民ニーズすべてに応じることは不可能であり、取捨選択をしなければなりません。適切に対応するためには、市民の合意形成が何より重要です。そのためにも市民参加は不可欠ですが、さらに市政運営が、計画的・総合的・体系的・効率的になされることが必要となります。

そうした市政への市民参加や市政運営についての基本的な原則や制度は、自治体の最も重要な法としての「条例」というかたちでルール化されることが必要だと考えます。

・自治基本条例 自治体運営の目標や、その目標を実現するための仕組みなどを定めるもので、自治体を構成する市民、議会、市長（執行機関）の共通ルール。「自治体の憲法」ともいわれる

・市民自治 自分たちのまちのことを、自分たちで考え、自分たちで決めるということ

最高規範としての位置付け

市民参加に基づく市政とは言っても、市民は議員と市長を選び、市政運営をそれぞれに信託しています。ただし、それは完全に任せているということではなく、各々が責任をもって自分の役割を果たしながら、連携してまちづくりを進めていくということが大前提となっています。そこで、私たちがどういうまちを目指し、その実現のためにどのような仕方でまちづくりを進めていくことを議員と市長に委ねているのか、市民の合意として明確にしておく必要があります。

そのため、この条例は、まちづくりの基本理念をかかげ、その実現のための自治の基本原則を示し、それに基づいてまちづくりを進める上での基本的なルールを定めるものでなければならないと考えます。

そして、この条例は自治の基本法として、札幌市の条例のうちで最高規範に位置付けられなければなりません。

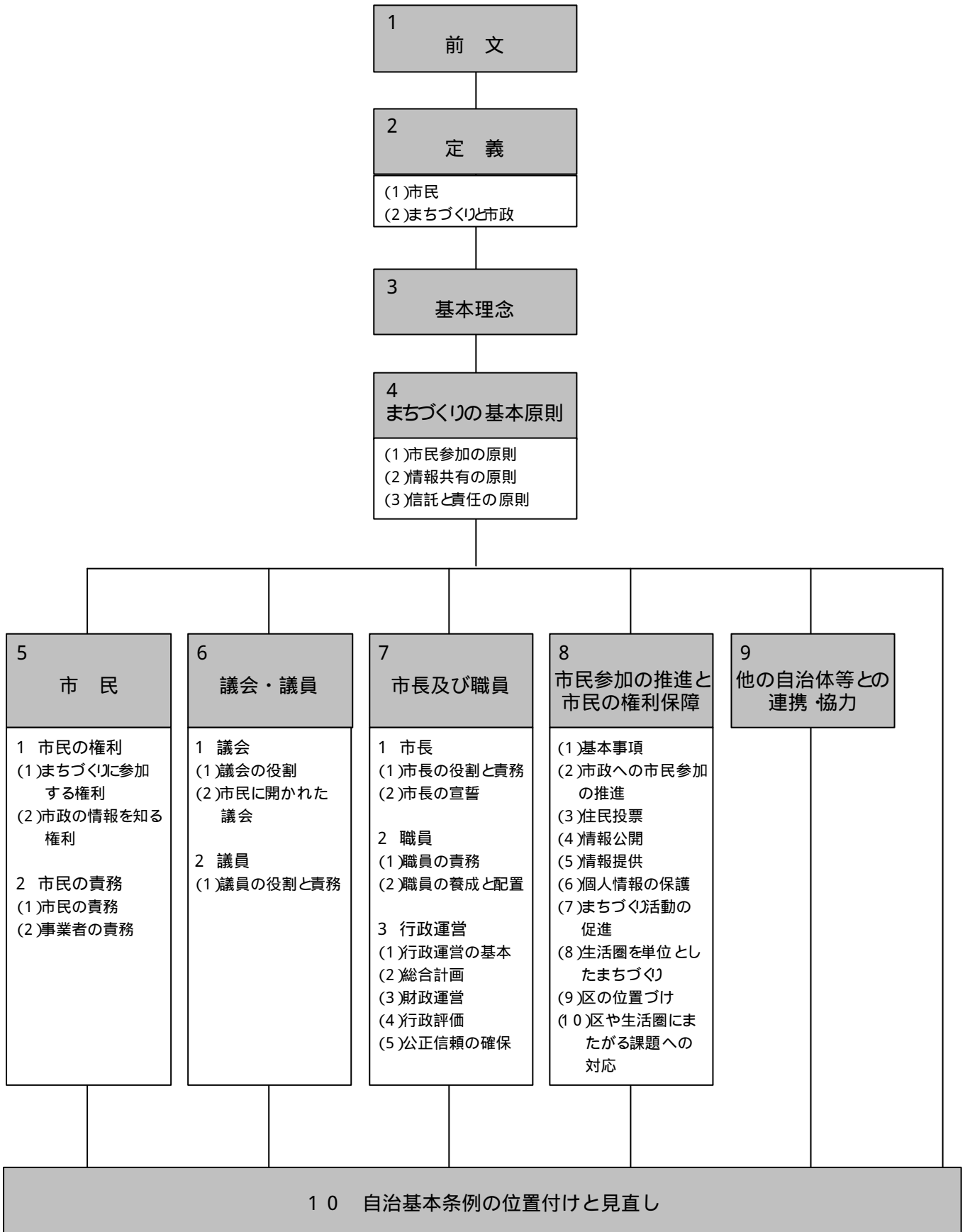
発展する自治基本条例」の第一歩

札幌市の最高規範たる自治の基本法であるためには、この条例は大多数の市民が当然のものとする内容でなければなりません。そのため、私たち委員会は、広く市民の理解を得つつ、その思いを盛り込んだ条例案を生み出すべく討議を進めてきました。しかし、時間的にも能力的にも、体制面でも限界があります。また自治基本条例は、既にいくつかの先行例があり、多くの自治体でも検討中であるとはいえ、いまだ形成発展途上の部分も多い条例です。

したがって、今、私たちはまず、大多数の市民が当然のものとする自治の根本的な規範としてのルールを確認し、これに基づくまちづくりを実際に進め、その経験を通じてさらに内容を豊かなものに発展させていくことを前提とした、スモールスタート、いわば第一歩としての条例の制定を目指すべきだと考え、報告書をまとめました。

議会への市民参加 「6 議会・議員」の「6- 1 議会」における「(2)市民に開かれた議会」(16 ページ)を参照。

2 条例に盛り込みたい内容の構成



【解説等】

・「1 前文」

この項目では、自治基本条例で目指すまちの姿や、条例を定める目的、意義を明らかにします。

・「2 定義」

この項目では、全体を通して使われている言葉のうち「市民」「まちづくりと市政」の定義を確認します。

・「3 基本理念」

この項目では、まちづくりを進めるための前提となる基本的な理念を明らかにします。

・「4 基本原則」

この項目では、まちづくりを進めていく上での基本となる三つの原則を明らかにします。

・「5 市民」

私たち市民は市政を行政や議会に信託していますが、全てを完全に任せている訳ではありません。

この項目では、まちづくりの主体は市民であることを改めて認識し、市民の権利や責務について明らかにしています。

・「6 議会・議員」

議会は、議員が市民の代表として政策課題について議論し合い、市政の基本的な方向性を決定する場です。議会や議員には市民に身近な存在として、情報公開を進め、市民のために行政監視機能を十分発揮してほしいと思います。

この項目では、そうした議会や議員の役割、責務を明らかにします。

・「7 市長及び職員」

市長は自治体の代表として、しっかりと札幌の市政の舵取りを行う責任があります。また、市長と市長を補佐する職員には、私たち市民の視点に立ち、経営感覚とコスト意識を持って、公正かつ効率的な市政運営を行うことを求めます。

この項目では、市長や職員の責務や、市政運営の基本となるルールや仕組みを明確に規定します。

・「8 市民参加の推進と市民の権利保障」

市民参加を進めることは、市民自治の柱であり、この条例の中心となるものです。この項目では、市民の市政に参加する権利を保障する制度や、市民主体の活動を支援する制度について基本的な考え方を明らかにします。

・「9 他の自治体等との連携・協力」

この項目では、札幌市だけでは対応が難しい課題については、他の自治体や北海道、国などと連携・協力して解決にあたる姿勢を確認しています。

・「10 自治基本条例の位置付けと見直し」

この項目では、自治体運営の最高規範としてのこの条例の位置付けを明らかにし、条例に基づき市政運営を改善しながら進めていくための方策を提案します。



II 条例に盛り込みたい内容

1 前文

私たちのまち札幌は、長い年月をかけて、北国の雄大な自然とこの大地に根ざす多くの人々の手によって育まれてきました。今日、北方圏の拠点都市として、雪と緑に彩られた豊かな自然と多様な都市機能を楽しむこのまちには、多くの人が暮らし、訪れ、交流し、活動しています。

私たちは、こうした札幌の市民であることを誇りに思います。私たちは、札幌に根付いた文化や、より住みよいまちにすることを願って定めた「札幌市民憲章」を大切にし、世界とむすぶ高い文化のまち、環境と共存できる持続可能なまちを実現していきたいと願います。そして、私たちには、互いに人権を尊重し、多様な価値観を認め合って共存し、すべての市民が自己実現を図りながら学び、働き、暮らし、活動することができるまちづくりを進め、次世代に引き継いでいく責任があります。

このまちづくりを進める主体は、私たち市民にほかなりません。私たちは、これまでのまちづくりの取り組みに学び、さまざまな「縁」によって力を寄せ合い、一人ひとりの声が活かされ、市民自治を実感できるまちを目指したいと考えます。

私たち市民は、市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たち自身の手で築いていくため、ここに最高規範として札幌市自治基本条例を定めます。

【解説等】

・札幌市の歴史と地勢

現在、札幌市と呼ばれるこの一帯は、先住民族であるアイヌ民族が古代から暮らしてきた地域です。その後、明治 2 年（1869 年）に開拓使が置かれて「札幌本府」とされ、大正 11 年（1922 年）には市制が施行されました。合併・編入によって市域・人口を拡大してきた札幌市は、昭和 47 年（1972 年）に政令指定都市となり、同年、オリンピック開催を機に世界的な観光都市となりました。

札幌市は、四季の移り変わりが鮮明です。年間降雪量 5m を超える積雪寒冷地にありながら、人口が 180 万人を超える、世界でもまれな都市です。市街地や近郊に広がる水や緑などの自然環境もまた、札幌の都市の個性を形成しています。

- ・「札幌市民憲章」(昭和38年〔1963年〕11月3日制定)

札幌をより豊かで明るく住みよいまちにすることを願って、市民各層の代表者によってつくられた憲章です。

札幌市民憲章 前章：わたしたちは、時計台の鐘なる札幌の市民です。
 1章：元気で働き、豊かなまちにしましょう。
 2章：空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。
 3章：きまりをよくまもり、住みよいまちにしましょう。
 4章：未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう。
 5章：世界とむすび高い文化のまちにしましょう。

- ・「縁(えん)」

地域を基礎とする社会的な関係である地縁のほか、職場や趣味、まちづくり活動等を通して生まれた人と人とのつながり、間柄を指します。「市民自治を進める市民会議」の前身である「市民自治を考える市民会議」の提言の重要なキーワードとなっています。

- ・札幌市のまちづくりの方向性

札幌市基本構想¹では、「市民一人ひとりの暮らしの充実とそれを支えるまちづくり」と「環境と調和した活力と創造性に富んだまちづくり」が、まちづくりの基本的な方向とされています。

また、さっぽろ元気ビジョン²では、「市民の力みなぎる、文化と誇りあふれる街」という目標を達成するために、「市民自治が息づくまちづくり」がまちづくりの根本として据えられ、「市民と共に考え、共に悩み、共に行動する」市政運営の方針が示されています。

¹ 札幌市基本構想 総合的、計画的な行政運営を図るため、市議会の議決を得て定める目標や方針。地方自治法により市町村のまちづくりの最も基本的な指針となる基本構想の策定義務が定められています。現在の基本構想は、平成10年(1998年)2月に議決されました。

² さっぽろ元気ビジョン 平成15年(2003年)7月に現市長が就任にあたって公表した、中期的なまちづくりの指針。

2 定義

(1) 市民

- ・この条例において「市民」とは、市内に住んでいる人、市内で働く人及び学ぶ人、市内で活動する人と法人その他の団体をいいます。

【解説等】

この報告書における「市民」とは、市内に住んでいる人に限らず、札幌のまちづくりに多様なかたちで関わりを持つ人や団体を指しています。

札幌のまちづくりには、年齢、職業、民族、国籍などの違う、さまざまな文化的背景や考え方の人たちが関わっています。青少年や子どももまちづくりにとって大切な存在です。

住んでいる場所が市外であっても、仕事や学校などのために札幌に通っている人や、札幌を拠点として、まちづくりなどの活動を行っている人もいます。

また、個人だけではなく、町内会、ボランティアグループやNPO³、企業などの法人・団体も、まちづくりを進めていく重要な存在です。

(2) まちづくりと市政

- ・この条例において、「まちづくり」とは、暮らしやすいまちを実現するための活動の総体を言い、そのうち議会や行政が担っている部分を「市政」といいます。

【解説等】

この報告書で「まちづくり」とは、暮らしやすいまちを実現するために、福祉や環境、文化、経済などの多様な観点から、市民が自主的に進めたり、あるいは行政や議会とともに進める公共的な活動の総体を指しています。

「まちづくり」の中で、市民が選挙を通して議会や行政に任せている部分が「市政」です。「市政」は、自治体としての札幌市の「まちづくり」の重要な部分を成しています。

³ NPO ノンプロフィット・オーガナイゼーション(Non-Profit Organization)の略。民間の非営利組織のことをいう幅広い概念。一般的には、継続的、自発的に社会貢献活動を行う 営利を目的としない団体の総称として使われています。平成10年(1998年)に制定された特定非営利活動促進法により、簡便に法人格を取得できるようになりました。

3 基本理念

まちづくりは、市民が主体であることを基本とします。

まちづくりの主体である市民は、代表として議員、市長を選出し、市政を信託します。

市民、議員、市長と、市長を補助する職員は、この条例を遵守するとともに、それぞれの役割や責務を相互に認識し、市民自治を進めるためにたゆまぬ努力を重ね、連携してまちづくりに取り組むものとします。

【解説等】

自分たちの問題は自分たちで考え決めていくのが自治の基本であり、身近な地域の課題はその地域で解決できるようにしていくことが必要です。

そして、個々の市民や地域だけでは解決が難しい公共的課題については、私たちが信託した市が補完し、市民とともに解決していくことを求めます。

自治体の規模が大きくなると、市民にとって市（行政、議会）が身近には感じられなくなり、市民は、自ら選出した市長や議員が行う決定を自身の決定として受け止めることができなくなってしまい、自治に対する意識や市政に対する関心が低下してしまう傾向があります。

札幌のまちづくりも、これまでは、どちらかといえば行政主導型で進められてきました。市長や議会、そして市民も、住みよいまちをつくるためにそれぞれの立場で取り組んでいますが、市民のニーズがますます複雑かつ多様化する中で、市民と市長、市民と議会の距離は遠く、三者の関わりは互いに見えにくい状態になっています。

議会と市長は、相互に協力・牽制し合う関係であり、また、市民は両者を直接、間接にコントロールする立場にあります。しかし、これからは、お互いの役割や立場を理解し、連携して自治を担っていくことが必要と思います。

さらに、職員は、市長の指示のもとに仕事をする立場ではありますが、市民にとって最も身近なパートナーです。市民、議員、市長と、市長を補助する職員を加えた四者の関係や役割を明確にし、連携しなくては、市民がまちづくりを考え、進めていくことはできません。

この四者が協力し、議会の議決を経て市民の総意として定められるこの条例を遵守して、まちづくりを進めていくことを基本理念としたいと思います。

4 まちづくりの基本原則

(1) 市民参加の原則

- ・まちづくりは、市民の参加を原則とします。

【解説等】

まちづくりの主体は市民であることから、市政を含めて、まちづくりは市民の参加により進められることが基本となります。

特に市政においては、住んでいる地域を一番よく知っている市民の参加なくして、適切な市政運営を進めることはできません。また、市政上の決定は市民生活に大きな影響を与えることから、市民参加は重要だと考えます。

まちづくりの参加では、町内会やボランティア活動のほか、近年では、地域住民とともに、地域に関わりの深いNPOや企業、あるいはさまざまな分野の専門家等が連携して取り組む事例が増えています。

また、地域のさまざまな問題に対して意見を表明することや関心を持つということも参加の一つのあり方です。こうした多様な「市民参加」が、地域の発展をいっそう促進していくと思います。

(2) 情報共有の原則

- ・まちづくりを進めるにあたっては、市民、議会、行政の情報の共有を原則とします。

【解説等】

市民、議会、行政（市長、職員）が札幌のまちづくりにおいて、それぞれの役割を果たすためには、市民、議会、行政の三者間で、まちづくりに関する情報を共有することが不可欠です。

特に、市民が主体として市政に参加するためには、適切な時期に必要な情報が提供されることが前提となります。そのため、市は、市民の求めに応じて、その都度情報を提供するだけでなく、自ら積極的に発信していく必要があります。

同時に、一方通行の情報発信ではなく、双方向のコミュニケーションによる情報共有を進めることが求められます。

また、市民間、議会内、行政内においても、多様な人的ネットワークや場の活用、組織連携の強化などにより、情報を共有することが不可欠です。

(3) 信託と責任の原則

市政の課題解決は、市長及び議員の責任ある判断によりなされることを原則とします。その判断にあたっては、市長及び議員は市民参加を推進し、市民意思を最大限尊重しなければなりません。

市長、議員として市政の信託を受けようとする人は、市民に対して、まちづくりについての自らの考えを明らかにするものとします。

【解説等】

市民は、市長と議員を代表として選び、市全体に関わる課題の解決などの市政運営を委ねています。

市民参加をまちづくりの基本原則と位置付けていますが、それによって、市長や議員が、市政運営において負っている重い責任が変わるものではありません。

市長や議員は、市民の代表者、代弁者として、市政の争点などの情報を市民に十分に提供し、市政課題について市民が判断できるような状態をつくり、その上で市民の意思がどこにあるかをそれぞれが判断し、その意思に基づいて課題解決に当たる責任を負っています。

そして、各々その判断と行動は市民に説明できる形でなされなければなりません。

これは情報共有の原則とも結びついており、市政運営における透明公正さの確保にもつながるものです。

また、選挙は、市民が市政を信託する相手を決めるというまちづくりにおいて最も重要な行為のひとつです。公職に就こうとする人の考え方について、十分な情報がなければ市民は誰に信託して良いか判断することはできません。そのため、信託を受けようとする人は、十分な情報を市民に対して提供する必要があります。

公職選挙法⁴では、選挙運動などに関し制約がありますが、現に民間団体が立候補予定者の政策等の考え方を知るため、公開討論会やアンケートを行っている例もみられます。市民が企画するこうしたさまざまな機会を活用することも有効ではないかと考えます。

⁴ 公職選挙法 選挙の基本原則、管理執行の手続き、選挙運動のルールなど選挙全般にわたって規定している法律。

5 市民

5 - 1 市民の権利

(1) まちづくりに参加する権利

- ・すべての市民は、まちづくりに参加する権利を持っています。

【解説等】

私たち「市民」は「まちづくり」の主体であり、より良いまちを目指して自発的にまちづくり活動を行うことができます。この権利は、不当に侵害されてはなりません。

また、私たち「市民」は、「市政」に参加することができます。政策の形成過程や執行、評価の各段階において、その場に参加したり、さまざまな方法で「市政」に対する自らの意見の表明や提案を行うことができます。この権利は、性別あるいは障がいの有無などによって制約を受けるものではありません。未成年であっても市政に参加する権利があります。

(2) 市政の情報を知る権利

- ・すべての市民は、市政に関する情報について知る権利を持っています。

【解説等】

私たち「市民」が「市政」に参加し、まちづくりを行うためには、議会や行政の持つ「市政」に関する情報が必要です。また、行政と議会は、「市政」が市民の意向を踏まえ、適切な方法で行われているか、説明する責任があります。

私たち「市民」は、「まちづくり」の主体として、こうした情報を知ることができます。

5 - 2 市民の責務

(1) 市民の責務

市民は、権利を認め合い、相互の理解、協力に基づいてまちづくりを進めるものとします。

市民は、まちづくりを進める上で、その発言と行動に責任を持つものとします。

【解説等】

私たち市民は、地域社会を構成する一員として、お互いの人権を尊重し、守ることに努めたいと思います。

また、私たち市民は、自らの意思に基づいてさまざまなかたちでまちづくりに関わることができそうですが、お互いに自由な発言や行動を認め合って、実り多い参加の場をつくっていくためには、自分の発言や行動に責任を持つことも大切だと考えます。

(2) 事業者の責務

- ・事業者は、その社会的な役割を認識し、地域社会に貢献するよう努めるものとします。

【解説等】

企業等の事業者は、事業活動を通じて地域社会の発展を担うと同時に、社会貢献活動でも地域社会の一員として大きな役割を果たしています。

こうした事業者の力がいっそうまちづくりに発揮されることを期待するとともに、地域社会の構成員として、事業活動が社会に及ぼすさまざまな影響に配慮することを求めるものです。

近年は、自らの事業のノウハウを生かし、市民の学習活動を支援したり地域の環境保全活動を進めるなど、地域社会に貢献している事業者も増えてきており、こうした活動によって、そこに勤める人も地域とのつながりを深め、まちづくりに参加するきっかけになることも期待できます。

6 議会・議員

6 - 1 議会

(1) 議会の役割

- ・ 議会は、市民の意見を反映し、条例の制定や予算等の議決、政策提案等を行うとともに、行政の活動を監視するものとします。

【解説等】

地方自治法には、議会は条例の制定や改廃、予算の議決を行うことが定められています。議員提案による条例の制定は、全国的に見てもあまり多くはありませんが、札幌市議会は、平成 16 年（2004 年）12 月に通称「ポイ捨て等防止条例⁵」を議員立法で制定しました。今後もこうした市民の声を汲んだ議員提案による条例がさらに増えていくことを期待します。

また、議会には、市長をトップとする行政機関との適切な緊張関係を保ち、行政をチェックする役割があります。

(2) 市民に開かれた議会

議会は、十分な討論を行って市政における争点を市民に明確に示し、広く市民の声を聞く機会を設けるなど、市民に開かれた議会運営に努めるものとします。

議会は、審議の過程および審議内容に関する情報を公開するものとします。

議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めるものとします。

【解説等】

市民と議会は、ともにまちづくりを進めるためには、お互いに距離を縮めることが大切だと思います。議会が市民に身近な存在となるためには、議員がどのような意見を持ち、審議を行っているか、議会は市民に積極的に示していくことが重要だと思います。特に、争点となっている市政課題については、賛否双方の意見や理由、根拠などを市民に対して明確に示してほしいと考えます。私たち市民も議会が発信する情報に関心を持ち、理解しようと努力する必要があると考えます。

札幌市議会では、「請願⁶」だけではなく、「陳情」も委員会等で審議されるなど、より広く市民の声を聴く取り組みを行っています。公聴会制度や参考人制度などの積極的な活用も含め、今後も幅広い市民の意見が議会で取り上げられるよう、こうした取り組みがさらに拡大されることを期待します。

また、私たちの議会が、いっそう「市民に開かれた議会」となっていくには、より多く

⁵ ポイ捨て等防止条例 ポイ捨ての防止などに実効性のある取り組みを行うために平成 17 年（2005 年）8 月に施行されました。正式名称は「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」。

⁶ 請願、陳情 市政についての意見や要望を文書で直接市議会に提出すること。請願は、議員の紹介が必要だが、札幌市議会の場合、請願と陳情の取り扱いは全く同じです。

の市民が傍聴できる時間帯に議会を開催するなど議会運営の上での工夫や、地域でさまざまな住民と一緒に意見や情報を交換できる場を設けることが必要だと考えます。

札幌市議会は、インターネットによる議会中継を行ったり、インターネット上で本会議や委員会の会議録を閲覧できるようにするなど⁷、議会の意思決定過程の透明化に積極的に取り組んでいます。今後も、さまざまな工夫により情報提供が進むことを期待します。

6 - 2 議員

(1) 議員の役割と責務

議員は、市民の信託を受け、その意思に基づいてまちづくりを進める代表者として、広く市民の声を聞き、政策に反映することに努めるものとします。

議員は、多様な情報や意見を政策に反映していくために、議員間の意見交換を十分に行うよう努めるものとします。

【解説等】

選挙で選ばれた議員は市民の代表です。代表者である議員は、広く市民の意見や考えを積極的に収集して取りまとめ、議会での議論に反映してほしいと思います。市民意見の反映は、市民自治の基本であり、それが市民に見える形で展開されることによって、市民の信頼をいっそう高めることになると考えます。

また、議員による情報収集活動や視察調査の成果を政策に反映させるため、収集した情報を議員間で共有するとともに、検討課題について意見交換を活発に行ってほしいと思います。

現在の議会審議のほとんどが行政側とのやりとりになっていますが、今後、議員による条例提案等が増えることによって、議員間の質疑の機会も増えるものと期待します。

正式の議会審議以外の場でも、会派を超えた研究会や、区ごとの選出議員による懇談会など、議員間の率直な意見交換の場を設けて、全市的な課題、地域の課題についての検討を深め、さらに、そうした検討の場が、市民に開かれたものとなることを期待します。

⁷ 札幌市議会のホームページ <http://www.city.sapporo.jp/gikai/>

7 市長及び職員

7 - 1 市長

(1) 市長の役割と責務

- ・市長は、市民から信託を受けた市の代表者として、この条例に基づいて、公正かつ効率的な市政運営を図り、市民自治の推進に努めなければなりません。

【解説等】

市長は、自治体の長として、市民の福祉の向上を目指し、経営感覚とコスト意識を持って公正で効率的な市政の運営を行わなければなりません。また市長は、市民のまちづくりに参加する権利、知る権利を保障し、これを実現するための施策を講じなければなりません。市長には、市民の意見を聞く機会を積極的に設け、市民主権のまちづくりを進める責務があります。

また、市長は、自らの公約について、達成状況を定期的に説明する必要があると考えます。

(2) 市長の宣誓

- ・市長は、就任にあたって、この条例の理念や基本原則を遵守することを宣誓しなければなりません。

【解説等】

市長は市政の代表者であり、職員を統轄する立場でもあることから、この条例を率先し遵守していくことを、市民や職員などに広く示すことが重要であると考えます。「自治基本条例を遵守する」という宣誓を行うことで、市民の総意として制定するこの条例の重要性、最高規範性を認識するとともに、市民の信託を受けた市長としての責任の重さを自覚し、市政運営にあたってほしいと考えます。

7 - 2 職員

(1) 職員の責務

- ・職員は、市民の視点を重視しつつ、公正かつ能率的に職務を遂行し、政策立案能力やコミュニケーション能力等、職務に必要となる能力の向上に努めなくてはなりません。

【解説等】

職員は、市民が市長に信託した市政を遂行する立場ですが、市民にとって日常的に関わる機会の多い身近な存在です。行政の手続きや内部の仕組みに精通している職員は、行政

の専門家として、その知識や経験を生かし、市民サービスの改善・向上に努めなければなりません。また、市民意見を市政に反映させる仕組みを、市民とともに作り上げていくという姿勢が必要です。

さらに、職員も一市民として生活する中で、市民とともに考え、行動し、率先してまちづくりに関わってほしいと思います。そのことで、市民の市政に対する理解や信頼が深まり、目指すまちの姿を実現するための政策立案能力や、コミュニケーション能力の向上につながり、市民の視点を活かした、公正効率的できめ細かな市政運営が行われることになると思います。

(2) 職員の養成と配置

市は、職員として必要な能力・資質を持った人材を、幅広い分野から積極的に登用し、適材適所の配置に努めるものとします。

市は、市民自治を進めるために必要とされる職員の能力養成や、そのための学習環境づくりを推進するものとします。

【解説等】

職員の養成と配置は、市民が市長に信託した市政への信頼の基盤となるものであり、透明性、公平性が求められていると思います。

また、市が、国や道と対等な関係で自律的な自治体運営を進めていくためには、市民の声を受けとめ政策に生かしていく意欲と能力を持った職員を養成し、効果的に配置することが必要となります。

現在、札幌市では、「市役所改革プラン」の中で、市民の立場で考え信頼される職員を目指し、採用、異動などの人事制度の見直しや研修の充実などを進めていますが、私たちは、こうした取り組みの基本的な考え方が、規則や要綱など役所内の規定ではなく、自治基本条例の中に明記されることで、市民が市長に信託したまちづくりをサポートする、職員の役割をより明確にできると考えます。

また、民間の知識、経験の活用により組織の活性化を図る上で、幅広く職員の人材を求めることが有効ではないかと思われます。幹部職員の公募や、任期付職員制度（平成 14 年〔2002 年〕制定「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」）の活用による IT、会計処理などの専門家の任用も検討に値すると考えます。

さらに、身近な地域を重視したまちづくりを進めていくためには、市民の思いを感じ取り、その状況やニーズを的確に把握し、市民の視点に立って、仕事を進めていくことのできる職員が求められます。

そうした意欲や能力を備えた職員を確保するために、例えば「市民職」を設けて、区役所をはじめ福祉やまちづくりに関わる職務など市民と接する職場での経験を積み重ね、実践的な研修を行うなど、能力向上のための環境を整備することも検討に値するのではないかと考えます。

7 - 3 行政運営

(1) 行政運営の基本

市は、市民参加と情報共有を基本とした効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければなりません。

市は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織編成を行うなど、総合的、計画的な行政運営を行うよう努めなければなりません。

市は、まちづくりを進めるために、必要となる条例や規則の制定改廃を積極的に行うとともに、法令等を適正に解釈・運用していくものとします。

市は、市の関与の大きい出資団体⁸に対し、市民サービスや組織運営の改善を促すため、必要な指導、調整を行うものとします。

【解説等】

地方分権の時代において、市民の福祉の向上と権利の保障を目指すためには、自治体が地域の政策を自ら決定し、自らの責任でそれを実現することが求められています。

そのため、地域の実情や市民のニーズに即して政策を決め、計画を立てて(plan)効率的に実行し(do)、その仕事が生徒生活の向上に役立ったかを確認する(check)。成果が得られない場合は政策の優先度や実施手法を見直す(action)という仕組みが重要となります。

この一連の流れを確保するため、総合計画、財政制度、行政評価といった行政運営の基本となる仕組みを連携させて活用するとともに、どの段階にも市民が参加できる仕組みを充実することが大切だと思います。また、行政組織は社会情勢変化に柔軟に対応できる効率的なものでなければなりません。

政策実現のための重要な手段として「法」があります。法律などの解釈、運用においては、国の指示を待ち、それに従っていくというこれまでの進め方ではなく、地域特性や市民ニーズを踏まえて法を活用していく視点が重要であり、自治体自ら必要な条例等の制定改廃を行っていくことを、行政運営の基本の項目で位置付けたいと思います。最近札幌市では、独自に「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例⁹」を制定したほか、この自治基本条例や市民活動促進条例¹⁰などの検討も進められています。

市が直接行っている仕事のほか、出資団体等が行う事業についても、効率性や透明性が必要です。こうした団体への委託等の形で行っている事業については、規制緩和などに伴う担い手の多様化も踏まえながら、実施主体のあり方や事業の必要性を検証していくことが求められています。

札幌市では、出資団体の運営状況や市の関わり方の透明化を図るため、ホームページ上

⁸ 出資団体 札幌市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人のこと

⁹ 札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例 市民や観光客などの安全で安心な生活環境を確保するために、いわゆるカラス族、性風俗店等に係る誘引行為、卑わいな広告物の掲示等を罰則付きで禁止した条例。平成17年(2005年)12月施行。

¹⁰ 市民活動促進条例 市民活動の促進に関し、基本理念や札幌市・市民活動団体などの役割を定め、市民活動への支援、市民活動との連携・協働を進めるために条例制定を目指して検討しています。

で人的、財政的関与等の状況を公表するとともに、事業の適切な執行を確保するため、団体への指導調整を行ってきています。16年度（2004年度）には有識者などによる出資団体評価委員会¹¹を設けて、今後のあり方を検討し、21年度（2009年度）までの改革プランも策定しています。今後も、出資団体に対して、必要な調整、指導を行い、改善を進めていくことが必要と考えます。

(2) 総合計画

市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画¹²を策定するものとします。

市は、総合計画の策定にあたって、市民参加の手法を積極的に用いることとし、策定に関する情報をあらかじめ公表しなければなりません。

市は、総合計画の内容や達成度について、指標を用いることなどにより、市民にわかりやすく情報を提供しなければなりません。

【解説等】

まちづくりを着実に進めていくために、市は、将来予測に基づく明確な目的、目標を示した計画的な行政運営を行う責任があります。

札幌市では、地方自治法に基づき議会の議決により定める基本構想と、市長が施策の方向性を定める長期総合計画¹³、それを実行するための新まちづくり計画¹⁴が策定されています。

新まちづくり計画は、公募市民を含む市民会議で検討されましたが、今後も、計画を策定する際には、策定手順や日程など、市民への情報提供を充実し、多様な参加機会を設ける必要があります。

また、同計画では達成度を測るため、60項目の成果指標を試行的に盛り込んでいます。（例えば、市外からの年間来客数、歩道のバリアフリー化の状況、廃棄ごみの削減率など）

今後、さらに指標を充実させるなど、市民にわかりやすく説明するための工夫を重ねる必要があります。

¹¹ 出資団体評価委員会 経済効率性、市民サービス等の観点から、出資団体を専門的かつ客観的に評価し、出資団体の今後のあり方を検討した委員会。平成17年（2005年）8月31日に報告書を市長に提出したことによって、委員の任期は満了し、委員会は終了しました。

¹² 総合計画 ここで言う総合計画とは、札幌市の「長期総合計画」と「新まちづくり計画」を指しています。

¹³ 札幌市長期総合計画 基本構想に基づいて今後の20年間の総合的な施策体系や展開方針などを示した計画。現在の計画は、平成12年度（2000年度）から平成32年度（2020年度）までの第4次長期総合計画。長期総合計画について調査・審議するための附属機関として、「札幌市長期総合計画審議会」があります。この審議会は条例で設置され、学識経験者、市民や関係行政機関の職員の中から市長が委嘱した委員で構成されています。

¹⁴ 札幌市新まちづくり計画 第4次長期総合計画の実施計画であり、今後のまちづくりの考え方や重点的に進めるべき施策や事業を定める中期の実施計画。計画期間は、平成16年度（2004年度）から18年度（2006年度）までの3年間。

(3) 財政運営

既存 財政事項の公表に関する条例

市は、健全な財政運営に努めなければなりません。

市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画や行政評価を踏まえて、予算を編成するものとします。

市は、市の財政状況に関する情報を市民にわかりやすく提供しなければなりません。

【解説等】

札幌市の平成 16 年度（2004 年度）試算では、平成 18 年度（2006 年度）までに 265 億円もの財源不足が見込まれ、16 年度（2004 年度）末現在で、市民一人当たり 121 万円もの借金を抱えている状況です。

このような中、市では、札幌のまちを次世代に引き継いでいくことができるよう持続可能な財政構造への転換を目指して、「財政構造改革プラン¹⁵」を策定していますが、健全な財政運営を進めるためには、行政評価の結果を踏まえながら、中期的な財政見通しを立て、総合計画と連携させていくなど効率的な資源配分を行う必要があります。

今後、限られた財源のもとでまちづくりを進めていくためには、私たち市民が市の財政状況を知ることにより、さまざまなアイデアや提案などを生み出し、行政とともにまちづくりについて考えていくことが必要だと思います。そのため、市の財政状況についてわかりやすい情報が提供される必要があると考えます。

札幌市は、毎年、市民向けの冊子「財政の概要」を作成し、予算の仕組みや、予算の概要、決算状況の推移、他の政令指定都市との比較を踏まえた財政状況について解説しており、最近では、市の財政状況を家計に例えた「さっぽろのおサイフ」も発行していますが、こうした取り組みを今後も充実させてほしいと考えます。

(4) 行政評価

市は、政策・施策・事業の必要性、効率性、成果等を検証する評価の仕組みを整備し、充実させていくものとします。

市は、行政の内部評価に加え、市民参加の手法を取り入れた外部評価を行うものとします。

市は、評価結果を市民にわかりやすく公表するとともに、評価の結果に基づいて、必要な見直しを行わなければなりません。

【解説等】

行政評価システムは、市民が市に任せている行政運営について説明責任が果たされるた

¹⁵ 札幌市財政構造改革プラン 市役所改革のうち、財政の改革をより具体化したプラン。平成 18 年度（2006 年度）まで見込まれている収支不足を解消するための具体的な取組項目と、引き続き中長期的に検討を進めるべき課題が整理されています

めに不可欠な仕組みです。

行政評価の実施にあたっては、その施策や事業の目的、必要性、政策体系の中での位置付けなど評価に必要な情報を整備するとともに、総合計画の達成度を測る指標などにより、客観的な評価を行うことが必要であり、また、評価の過程が誰でもわかることが大切です。

施策・事業の必要性、効率性、成果に関する評価については、平成 11 年（1999 年）から事業評価を取り入れ、市で直接行う事業のほか、他の団体へ委託や補助をしている事業についても検証し、その結果を公表しています。さらに今後も、市民にわかりやすい指標の開発や、情報提供のあり方、市民意見の取り入れ方などに関して改善を重ねた上で、将来的には条例として制度を確立することが必要と考えます。

なお、札幌市では、平成 17 年（2005 年）に行政評価の基本的事項を定めた要綱を策定し、外部評価を行うため、行政評価委員会を設けました。この委員会では、個別の施策・事業の改善点について意見が出されたほか、指標の開発など評価への取り組みのあり方についての課題も多く指摘されています。現在、条例化も視野に入れて、評価制度のあり方、評価への市民参加について検討が続けられています。

既存	オンブズマン条例 / 行政手続条例 / 外部監査契約に基づく監査に関する条例
----	---

(5) 公正信頼の確保

市は、市民の権利利益を保護するとともに、公正で信頼のおける行政運営を推進するために、必要な制度等の整備を進めなければなりません。

市は、別に条例で定めるところによりオンブズマン¹⁶制度を設けるものとします。

市は、別に条例で定めるところにより行政指導や処分等を適切な手続によって行うものとします。

市は、別に条例で定めるところにより監査委員や外部監査制度¹⁷を設け監査を実施します。

【解説等】

市は、市民から任された仕事を進めていくにあたって、市民の権利や利益を守るとともに、透明性等を確保し、市民から信頼される行政運営を行っていくことが求められます。

札幌市では、平成 13 年（2001 年）3 月からオンブズマン制度を設け、市政に対するさまざまな苦情について、第三者の立場からその内容を調査し、正すべきところがあれば正すよう、市の機関に勧告などを行うこととしています。現在は、「窓口での職員の対応が悪い」、「制度等について納得のいく説明がされない」などの内容が多いほか、市から委託を受けている団体への苦情もあるようですが、今後は、この提言にある参加の権利や知る権利の擁護などの視点も重要になってくると思います。

¹⁶ オンブズマン 市政に関する苦情を客観的に調査し、市政に誤りがないか第三者の立場で審査する人。札幌市では、平成 13 年（2001 年）3 月にオンブズマン室が開設されました。

¹⁷ 外部監査制度 平成 9 年（1997 年）の地方自治法の一部改正により創設された制度。地方公共団体と契約を締結した公認会計士、弁護士などの外部の専門家が、地方公共団体の財務に関する事務執行などについて監査を行い、その結果を報告するもので、契約の種類ごとに包括外部監査と個別外部監査の二つがあります。

また、支出などの財務をはじめとする行政運営全般については、地方自治法に基づく制度として、監査委員による監査が行われています。平成 11 年（1999 年）からは「外部監査契約に基づく監査に関する条例」により、外部の専門家が財務に関する事務執行などについて監査を行っています。

なお、自治体が独自に監査委員のうち有識者委員の数を増やせるよう、国での検討も行われており、こうした動きも見据え、監査の充実に努めていく必要があると考えます。

市への申請や届出などの手続きについては、審査の基準やこれに要する期間を明らかにし、ルールに基づく仕事をしていくために行政手続条例を平成 7 年（1995 年）に制定しています。この条例を活用することにより、審査期間の不当な延長や、担当者の恣意的な決定など防ぐことが大切だと考えます。

また、平成 18 年（2006 年）4 月からは、内部告発者を含め、公益のために情報を提供した人を保護する公益通報者保護法¹⁸も施行されます。こうした制度を設けることも、行政運営の公正信頼を確保するために有益であると考えられます。

市民の権利利益の保護と、行政運営の公正確保のためのこうした取り組みをさらに充実させることが、市民自治に基づくまちづくりを進めていく上で重要であると思います。

¹⁸ 公益通報者保護法 法令違反行為を労働者が通報した場合、解雇等の不利益な取扱いから保護し、事業者のコンプライアンス（法令遵守）経営を強化するために、平成 16 年（2004 年）6 月に成立した法律。

8 市民参加の推進と市民の権利保障

(1) 基本事項

市は、市民がまちづくり活動に取り組みやすい環境づくりを進めるものとします。
市は、市民の市政に参加する権利を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければなりません。

市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加できるよう努め、その意見を尊重するものとします。

【解説等】

市民主体のまちづくりを進めるために大切なことは、行政が市民の活動を尊重し、透明性、公平性の高い制度のもとで、適切な対応や支援を行うことです。また、行政の仕事に市民の意見を生かすとともに、こうした仕組みを充実させるには、その前提として、市民に十分な情報が提供されることも必要です。

未成年者も、市民として、当然にまちづくりに関わることができます。市民や市は、未成年者が意見を述べたり、活動しやすいように配慮する必要があります。

(2) 市政への市民参加の推進

市は、政策の立案、実施、評価の各段階において市民の意見が市政に反映されるよう、市政参加の制度を整備し、効果的に運用しなければなりません。

市は、課題に応じて適切な時期に、その影響を受ける地域の範囲に配慮して、効果的な方法により市民参加の機会を設けるものとし、市民が性別や年齢、障がいの有無や経済状況、文化的背景、国籍などによって不利益を受けないように配慮しなければなりません。

市は、附属機関¹⁹などの委員に公募制を取り入れるなど、幅広い市民が参加できるよう努めなくてはなりません。

市は、政策決定過程での市民参加機会の拡大を図るため、パブリックコメント²⁰制度を設けるものとします。

市は、市民からの市政提案に対し、これを生かす仕組みを整備するものとします。

市は、市民参加を進めるために、別に条例を定めるものとします。

¹⁹ **附属機関等** 附属機関とは、専門家や市民の意見を政策に反映させるために設けられた、審査・諮問・調査・計画策定・連絡調整等を目的とした機関であり、地方自治法の規定により、法律又は条例に基づいて設置されたものです。札幌市では、これに類する合議体として類似機関があります。適正な附属機関等の設置や委員選任などのために「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」を定めています。

²⁰ **パブリックコメント** 条例や計画などの一定の政策の策定に際し、政策の案と資料を公表し、それに対する意見や情報を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して政策を決定するとともに、その意見等に対する考え方を公表する制度。

【解説等】

市政への市民参加を推進するためには、事案や時期に応じた計画的で効率的な市民参加手法を用いる必要があります。より多くの市民の声が活かされるよう、課題ごとに、関係する市民や影響する地域などを適切に把握し実施するとともに、市民参加手法や運営方法を常に改善する必要があります。

また、単に市民意見を聞く仕組みをつくるだけでなく、子どもやお年寄り、障がいのある人などに配慮するとともに、参加しやすい日時や会場の設定、情報提供方法などを工夫する必要があります。特に手話通訳や託児の準備、会場のバリアフリー状況など、市民の参加意欲に影響を与える事柄は、事前に周知することが重要です。

障がい者施策や子どもに関する事柄など、取り扱うテーマごとに、大きく影響を受ける当事者の参加に配慮することも必要です。最近では、児童会館建設に際して子どもの意見を聞く場を設けたり、障がいのある人が当事者の意見を聞いて政策を提言するサポーター制度などが行われており、こうした取り組みをいっそう進めてほしいと思います。

このほか、すでに行われている市民参加の仕組みとして、市民会議、審議会などと言われる附属機関があります。「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」により、委員公募の拡大や同一人の重複選任制限、女性委員の積極的登用といった原則で運用がされていますが、幅広い市民が委員として参加できるよう、よりいっそう、女性や当事者の参加を推進するとともに、委員登用の仕組みなども検討していく必要があるのではないかと考えます。

政策案を公表して市民意見を募集するパブリックコメント制度については、札幌市では平成 16 年度（2004 年度）から実施されていますが、たくさんの市民意見が出されているとはいえない状況もあり、情報提供の工夫など、いっそうの改善が求められます。

市政に対する市民意見は、問い合わせを除き年間約 13,000 件（平成 16 年度〔2004 年度〕）で、そのうち意見やアイデアなどの提言は 600 件近くにもなります。

これらの市民意見を市政に生かすため、主な意見の検討結果についてホームページなどで広く公表する取り組みも始めており、また、市民団体などから事業企画の募集も進められています。

こうした市民の創意工夫を生かす仕組みの整備を進め、それを運用しながら改善を重ね、市民参加機会を設けるべき事案や手続きなど重要な事項は条例化していくことが必要です。また、この自治基本条例をより具体的にした市民参加の共通ルールとしての市民参加条例も視野に入れながら、個別の市民参加に関する条例や制度の体系化を進めることが必要と考えます。

(3) 住民投票

市は、市政の重要な事項について、市民の意思を直接問うために住民投票を実施できるものとします。

市長および議会は、住民投票の結果を最大限尊重しなければなりません。

住民投票の実施に必要なことは、別に条例を定めることとします。

【解説等】

住民投票は、市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項について、市民の意

思を的確に反映させるために行われる制度です。

間接民主制を補完し住民自治を推進するために、地方自治法では市民の権利として、条例の制定や監査、議会の解散、議員や首長の解職を請求する権利が保障されています。

有権者総数の 50 分の 1 以上の連署をもって、市長に対して住民投票条例の直接請求を行うことができます。しかし、この方法では、条例案が議会で可決されなければ住民投票を実施することはできません。

また、事案によっては、投票資格者の範囲を拡大して市民の判断を問うことが望ましい場合もあると考えられますが、現行制度では、直接請求の署名に参加できるのは、選挙権を有する住民のみとなっており、未成年者や外国籍市民などの参加の権利が十分には保障されません。

そのため、市民が自治を進めていく担保となり、より民意を反映できる制度として、住民投票制度を新たに設ける必要があると考えます。そして、住民投票が実施された場合は、その結果に対して議会及び市長がこれを尊重する義務があることを明確にしたいと思えます。

住民投票条例には、事案ごとにその都度議会の議決を得て制定する方式（個別設置型）と、あらかじめ住民投票の対象とする事項や発議の方法を設定しておく方式（常設型）があります。

個別設置型は、事案ごとに条例の制度設計を行わなければならない、労力と時間がかかります。もちろん、市民意思を反映するためには、多様な市民参加の制度を活用し、合意形成のための努力を十分に行う必要があります。安易に住民投票を行うべきではありません。しかし、住民投票に関する基本的な手続きなどをあらかじめルール化しておく常設型条例の必要性について、今後、時間をかけて検討する必要があると考えます。

(4) 情報公開

既存	情報公開条例
----	--------

市は、市民の知る権利を保障し、市政について市民に説明する責任を十分に果たすよう、公文書をはじめとする市政情報の公開を公正かつ適正に進めていかなければなりません。

市は、市政に関する情報の公開について、別に条例を定めるものとします。

【解説等】

行政や議会が保有する市政情報は市民との共有財産です。市は、市民の知る権利を具体化するために、市民の請求に基づく公文書公開の制度を、適切に運用していく必要があります。

札幌市では、平成 12 年（2000 年）4 月から現行の「札幌市情報公開条例」を制定し運用しています。今後も、公文書公開への対応は、原則公開の趣旨に基づき適正に行っていく必要があります。

(5) 情報提供

市は、政策の立案、決定、実施、評価の各段階における情報を、市民にわかりやすく積極的に提供または公表しなければなりません。

市は、市政に関する情報について、適切な情報伝達手段により、総合的かつ速やかに提供できるよう努めなくてはなりません。

【解説等】

市民が市政情報を知るために、「(4) 情報公開」による公文書公開制度がありますが、市は、公文書公開請求を待つことなく、いっそう積極的に市政情報を市民に対して提供していく必要があります。

これまで、市から提供される情報は、すでに決定された事柄が多く、市が抱える課題など検討途中の情報はあまり提供されてきませんでした。

市民の意見が反映されるためには、計画や事業が決まってしまう前に、十分な情報を得て、意見を出していく必要があると思います。

また、情報が提供されたとしても、単に量が多ければ良いということではなく、市は、市民の視点で、要点を整理するなど、わかりやすく情報を提供できるよう努めなければなりません。さらに、伝えたい人に迅速かつ正確に伝わるよう、相手の事情に配慮した適切な情報伝達の工夫も必要です。

現在、登録した方に定期的に電子メールで情報を発信するメールマガジン²¹の手法を用いている部署もあります。

広報モニター制度やイベント実施の際のアンケート調査など、市民の視点からわかりやすさをチェックする取り組みもみられますが、相手にきちんと伝えることは重要であり、それが徹底されるよう期待します。

このほか、札幌市の条例や規則などがホームページで見られるようになっていますが、今後、市内部で定めている要綱や事務処理基準なども、市民に直接関係するものから積極的に公表していくことが必要と思います。

こうした取り組みをより充実させていくとともに、市民に有益な情報を提供するために、行政内部で職員間の情報共有を進めていくことが重要です。さらに、担当者の交替等に左右されず、継続的な情報管理・提供ができるようなシステムを構築することが重要です。

(6) 個人情報の保護

既存 個人情報保護条例

市は、個人情報の重要性を認識し、その収集や利用、管理などについては、個人情報を適正に取り扱うための手続きを定め、これに基づいて取り扱わなければなりません。

市は、市民の個人情報の保護について、別に条例を定めるものとします。

²¹ メールマガジン 電子メールを使った情報配信サービス。簡単に多数の読者に配信でき、即時性に優れているなどの特徴を持ちます。

【解説等】

市が保有する情報には大量の個人情報が含まれており、コンピュータやネットワークなどの利用によって、日々処理されています。高度情報化に伴って、こうした取り扱いはさらに拡大していくと考えられます。

このような中で、個人情報は誤った取り扱いがなされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがあります。そのため市は、情報通信技術の利用にあたっては、運用基準や組織体制の整備など、個人情報の適正な取り扱いを確保する仕組みや措置を講じる必要があります。

平成 16 年（2004 年）10 月に「札幌市個人情報保護条例²²」（平成 17 年〔2005 年〕4 月施行）を改正し、罰則や利用停止請求について新たに定めていますが、個人情報の取り扱いについては、この条例に基づいて適正に行う必要があります。

(7) まちづくり活動の促進

制定に着手 市民活動促進条例

市は、市民によるまちづくり活動を尊重し支援するものとします。

市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければなりません。

市は、市民のまちづくり活動を促進するため、別に条例を定めるものとします。

【解説等】

市は、まちづくりの主体である市民が力を発揮し、まちづくり活動が広がり、深まっていくよう支援していく必要があると考えます。

市内では、包括的な地域のまちづくりに取り組む町内会などの活動や、福祉、環境、文化など、NPO に代表されるテーマごとの活動がさまざまに展開されています。町内会などの地域に根ざした団体とNPOなどのテーマ別の活動団体が、お互いの得意分野を生かし合いながら連携することによって、さらに市民自治に基づくまちづくりが進んでいくと考えます。

商店街や福祉作業所、市民団体などが協力して気軽に立ち寄れるまちづくりの拠点を設けている事例や、市民活動団体が学校跡施設の運営やまちづくりの企画を行っている事例もあります。

市は、こうした多様なまちづくり活動を支えるため、市民意識の醸成、情報の共有化、活動団体への支援等の環境整備を行うことが必要と考えます。

また、市民のまちづくり活動に市が関わる際には、その活動の主体性や機動性、先駆性を損なわないよう配慮しなければなりません。

今後、市民の活動が活発になり、まちづくりに市民が積極的に関わっていくためには、地域の現状や課題、そして、これまで築いてきた札幌のまちの歴史、風土など、札幌市のことについて市民が理解を深めていくことが重要だと考えます。

²² 札幌市個人情報保護条例 個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、札幌市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とする条例。

そうしたことから、市は、まちづくりに関する学習会の開催や、教育機関への働きかけなどにより、広く市民に対して学習機会を提供し、また、市民が自ら学習機会を設けようとする場合には、これに対して積極的に支援していく必要があると考えます。

(8) 生活圏²³を単位としたまちづくり

- ・市は、地縁に基づいた市民の活動がよりよい地域づくりに果たす役割の重要性を踏まえ、それぞれの地域に適した取り組みが進むよう、適切な支援を行わなくてはなりません。

【解説等】

地域には、年齢や職業などが違うさまざまな人たちが住んでいます。日常生活の場で展開されているまちづくり活動は、市民自治の基盤であり、「自分たちのまちを自分たちでつくっている」という実感を持てる機会です。市は、その地域の特性に適したまちづくりが進むように対応し、支援していく必要があります。

市内には、居住区域でつくられる町内会などの地縁組織が約2,100あり、安心・安全で住みよいまちを目指し、街路灯の管理やごみ問題、交通安全などの活動を展開してきました。

近年は、連合町内会や福祉のまち推進センター²⁴、PTA、子ども会、青少年育成委員会などが連携し、防災・防犯パトロール、子ども110番の家、青少年による除雪や清掃活動などに取り組んで成果を上げています。

また、学校や地域の企業なども、道路や公園などの公共の場所をボランティアで定期的・継続的に清掃する「アダプト・プログラム²⁵」の活動などで連携する事例も見られます。

このように青少年や子ども、高齢者など多様な世代が継続してまちづくりに関わることによって、次世代のまちづくりの人材が育っていくことを期待します。

現在、地域のさまざまな団体がまちづくりを進めるために、まちづくり協議会などのネットワークを市内各地でつくりつつあります。まちづくりセンター²⁶所長をはじめとする職員には、コーディネートの役割を果たせるよう、学習や経験を積んでほしいと思います。また、まちづくりセンターは、地域課題に関する情報の拠点としての機能をいっそう

²³ 生活圏 中学校の通学区域や連合町内会の範囲など、市民のさまざまな活動やそれらのネットワーク化により課題を解決していく地域範囲をイメージしています。札幌市第4次長期総合計画の「まちづくり生活圏」とほぼ同じ。

²⁴ 福祉のまち推進センター 地域社会が主体となって高齢者・障がい者の安否確認、子育て支援、地域住民同士の交流活動など、身近な地域で住民同士の支え合い活動を行っていくため、おおむね連合町内会の区域ごとに組織化されている。

²⁵ アダプトプログラム ボランティアとなる地元住民や企業が、道路や公園など一定の公共の場所を養子とみなして、定期的・継続的に清掃活動を行い、愛情を込めて面倒をみること。アダプトとは、英語で「養子縁組する」という意味。

²⁶ まちづくりセンター 平成16年(2004年)4月1日から、地域のまちづくりに意欲を持つ多様な市民と市の職員が集い、地域の課題を共有し相談し合える場を目指し、市内85ヶ所の連絡所と2ヶ所の出張所をまちづくりセンターへと施設名称を変更しました。住民組織の振興、福祉活動の支援等の従来の業務に、住民組織等のネットワーク化支援、地区のまちづくりに関する施策等の企画及び推進に係る調整、地域情報の交流及び市政情報の提供等の業務を付加して取り組んでいます。

充実し、過去の経過や他地区の活動事例などについての情報を提供できるようにしておくことが必要です。

市民とともにまちづくり活動を進める能力を身につけた職員の養成と配置については、「7-2 職員」の「(2) 職員の養成と配置」(19ページ)で詳しく述べます。

(9) 区の位置付け

市は、区ごとの課題や特性などを踏まえたまちづくりを市民とともに進める拠点として区を位置付けるものとします。

市は、本庁と区及び区相互の情報交流が円滑に行われるよう、区の情報機能を強化するものとします。

【解説等】

まちづくりには、市全体に関わる課題のほか、地域固有の課題を対象とするものもあります。地域の課題や特性などを踏まえたまちづくりを進めるために、区は市民サービスの提供窓口としてだけでなく、地域における市民自治を支える役割を果たすべきだと考えます。

課題によっては、全市一律ではなく、区個別の事情に応じて解決方法を工夫する方がよい場合もあると思います。区ごと、地域ごとに高齢化の状況や、地形・交通事情などさまざまな違いがあるからです。例えば、それぞれの区の課題について区民が話し合う仕組みをつくり、議員と連携して、地域課題の共有や解決ができるようにしてほしいと思います。

また、人口規模の大きな札幌市において、区は、一定の財政的な裁量を持って、市民のまちづくり活動に対する効果的な支援を行う役割も期待されますが、市民の日常の活動で直面する地域の課題について、区が情報交流の要として適切に機能することが、より重要な役割であると考えます。

また、区に配属された職員については、市民と行政のパイプ役としての役割をいっそう期待しています。

(10) 区や生活圏にまたがる課題への対応

- ・市は、区や生活圏をまたがる課題については、影響を受ける地域の市民意見を適切に把握し、解決が図られるよう、積極的に調整を進めなければなりません。

【解説等】

道路交通問題や生活利便・防犯等の日常の課題、さらに自然災害等の危機管理に関しては、市や区といった行政区域内で解決できない課題が多くあります。そのような課題を解決しながら住みよいまちづくりを進めるためには、他の行政区域との具体的な連携が必要となります。

市は、課題ごとに調整する部署を明確にし、率先して関係機関との協議の場を設けたり、影響を受ける関係者間の調整を積極的に進める必要があると考えます。

他の自治体にも関係する課題については、「9 他の自治体等との連携・協力」(32ページ)で触れています。

9 他の自治体等との連携・協力

市は、共通する課題の解決を図るため、他の自治体と連携、協力するものとします。
市は、北海道や国に対して、政策や制度の改善等に関する提案を積極的に行うよう努めるものとします。

市は、海外の自治体や組織との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かしていくものとします。

【解説等】

環境保全や産業、観光振興など、札幌市単独で取り組むことが難しい課題の解決は、近隣の自治体や政令指定都市など、他の自治体との連携・協力が不可欠となります。また、国の法令や北海道の条例が関係していたり、札幌市内の道路や河川においても国や北海道が管理していたりと、札幌市の権限の及ばない事柄もあります。

日常的な交通環境の改善、防犯や交通安全、治水など、まちの環境の整備や、大規模地震やテロ対策といった危機管理については、関係機関が協力して、市民にとって最善の方策を実現できるようにしなければなりません。札幌市は、連携・協力を進めていくために、率先して関係機関の協議の場を設けるなど、必要な措置を講ずることが必要だと考えます。

また、市民憲章で「世界とむすぶ高い文化のまち」とうたっているように、札幌は姉妹都市交流や、世界の北方都市が集まり、共通する課題を話し合う「世界冬の都市市長会」、IT産業が盛んなアジアの都市を結ぶ「e-シルクロード」などで国際交流の実績を積んでいます。

札幌市はこうした交流を通じ他都市の事例を参考にして、スパイクタイヤを規制したり、北国らしい景観をつくるための「都市景観条例」を制定したりしています。また、e-シルクロードの交流により、アジアのIT企業との連携も進められているようです。

今後も市民間、自治体間で、アジアや冬の都市との友好や経済交流を深めて相互の結びつきを強め、市民生活の向上を図るとともに、地球規模の課題の解決にも貢献していくことが札幌にふさわしい役割と考えます。

10 自治基本条例の位置付けと見直し

この条例は本市の最高規範であり、市はこの条例の趣旨を最大限に尊重し、関連する条例や制度の整備を進めるものとします。

市は、この条例の趣旨に沿った市民自治に関する制度の整備、運用状況等を評価し、必要な提言等を行う機関を設けるものとします。

市は、一定の年数を超えない期間ごとに、この条例を見直すものとします。

【解説等】

自治基本条例は、札幌市の最高規範として位置付けられるべきものです。そのため、市民、議員、市長と、市長を補助する職員の四者は、この条例に基づいてそれぞれの役割を担い、連携してまちづくりを進めていく必要があります。

また、他の条例や規則、制度などを、この条例の趣旨に沿って整備・運用し、さらに未整備なものは新たに条例をつくることも必要です。いくつかの条例が連動することで、市民自治が推進されるように、法体系をつくる必要があると考えます。

また、市政が条例の趣旨に沿って運営されているのかどうか、条例や制度の整備・運用の状況はどうなっているのか、市民が常に目を向けることができ、市民が自ら改善を提案できる仕組みが必要です。

そのため、市は、この条例の制定にともなって、条例に基づく取り組みの状況を確認する機関を設けることが必要だと考えます。

この機関は、公募委員を含めた市民で構成し、定期的、継続的にこの条例に沿った市政運営の推進状況を検証、評価するとともに、必要に応じて条項の見直しなどについて、市長に提言する役割を担うものです。

自治基本条例は自治体の根本的な規範であり、市民の大多数が納得と共感を持てるものであるべきだと思います。

ただ、今回の提言に基づいてつくられる条例は、札幌市の自治基本条例の第一歩となるものであるため、今後も市民自治の推進について十分な時間をかけて議論し、実践し、その蓄積を踏まえて、一定の年数を超えない期間で定期的に見直す必要があると考えます。

見直しを行う具体的な年限については、おおむね5年を超えない期間で実施することを想定しています。



III 資料編

1 市民自治を進める市民会議 設置要綱

平成 16 年 7 月 22 日市民局長決裁
(最近改正)平成 17 年 3 月 25 日

(目的及び設置)

第 1 条 札幌市における市民自治に関し、広く市民論議を喚起するとともに、自治基本条例素案の検討に向けた議論を深めるため、市民自治を進める市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 市民会議は、次に掲げる事項について協議又は検討し、活動を展開する。

- (1) 市民自治に関する市民論議の喚起に関すること
- (2) 自治基本条例の素案の検討及び条例素案への市民意見の反映に関すること
- (3) その他市民会議において必要とされた事項

(組織)

第 3 条 市民会議は、コーディネーター及び 16 人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験者、市民活動経験者、その他市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱日から第 2 条に掲げる事項の協議、検討が終了するまでとする。

(コーディネーター)

第 5 条 コーディネーターは、委員と会議の企画・運営について協議・調整し、会議の進行役として、議論を喚起し、その円滑な推進に努める。

(アドバイザー)

第 6 条 会議における議論を深めるため、市長は、市民自治の推進に関し識見を有する者をアドバイザーとして委嘱することができる。

(会議)

第 7 条 市民会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 コーディネーターは、必要があるときは、市民会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 市民会議の庶務は、市民まちづくり局地域振興部区政課(市民自治担当)において行う。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関して必要な事項は、コーディネーターが市及び委員と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 委員及びアドバイザー

委員

平成 17 年 12 月・敬称略

氏名	所属等	平成 17 年 7 月～12 月 所属委員会
いけだ けんじ 池田 健次	さっぽろ時計台の会 常任理事	P R 企画委員会
いしぐる まさと 石黒 匡人	小樽商科大学商学部 教授	最終報告書案起草委員会
いちのせ 一瀬 ヒロ	北野地区福祉のまち推進センター 運営委員長	P R 企画委員会
おおいし しょうじ 大石 昇司	澄川地区連合会 会長	P R 企画委員会
おかもと まさき 岡本 雅樹	N P O 法人 自立生活センターさっぽろ 事務局長	最終報告書案起草委員会
かわぐち ごう 川口 剛	まちばる A D E L A N T E 主宰	P R 企画委員会
きはら 木原 くみこ	株式会社 らむれす代表取締役 (三角山放送局)	P R 企画委員会
ささむら はじめ 笹村 一	N P O 法人リンカーンフォーラム北海道代表	最終報告書案起草委員会 P R 企画委員会
なかじま まさはる 中島 正晴	さっぽろ N P O 市民活動連合会 会長	最終報告書案起草委員会 P R 企画委員会 (世話人)
にしだ いくこ 西田 郁子	ヒューマンタイド・インク代表	P R 企画委員会 (世話人)
ほしの かつのり 星野 克紀	社団法人 北海道総合研究調査会 調査部長	最終報告書案起草委員会 (世話人)
まるやま ひろこ 丸山 博子	丸山環境教育事務所 代表	最終報告書案起草委員会 P R 企画委員会
やまだ すみこ 山田 澄子	北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会	最終報告書案起草委員会 P R 企画委員会
(平成 17 年 3 月退任) いざわ ゆうき 井澤 佑希	(在任時) 北海道大学四年生	

アドバイザー

ふくし あきら 福士 明	札幌大学法学部 教授
-----------------	------------

コーディネーター

平成 16 年 7 月～平成 17 年 3 月	きむら あつこ 木村 篤子 (株式会社 北海道新聞情報研究所 調査研究部長)
平成 17 年 4 月～平成 17 年 12 月	みぞぶち きよひこ 溝渕 清彦 (株式会社 北海道新聞情報研究所 専任研究員)

3 市民会議の開催経過

(1) 全体会議 (H16.7～H17.12)

	日時 / 会場	内容
第1回	H16.7.30(金) 18:30～21:00 札幌市役所本庁舎 12階 1～3号会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の会議の進め方について ・世話人会について ・スケジュールイメージについて ・市民自治推進プランについて ・運営に関する基本事項チェックシートについて ・活動別会議の運営について
第2回	H16.8.31(火) 18:30～21:00 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治推進プランの検討状況などについて ・会議の進め方に関する懸案について ・活動別会議の報告 ・第1期の活動内容とスケジュールについて
第3回	H16.9.30(木) 18:30～21:15 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治推進プラン、パブリックコメントについて ・会議の進め方に関する懸案について ・「誰がやるんだ まちづくり!? 市民による市民自治討論会」について ・「みんなでつくろう自治基本条例」学習会について ・「自治基本条例に関する私たちの論点」について
第4回	H16.10.29(月) 18:30～21:15 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・PR、条例研究、各グループの活動報告について ・委員会ロゴマークの選定について ・「誰がやるんだ まちづくり!? 市民による市民自治討論会」に向けて ・第1期を振り返って ・討論「いま、あらためて市民自治とは？」
第5回	H16.11.29(月) 18:30～21:00 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・討論「自治のルールづくりに向けて」 ・「誰がやるんだ まちづくり!? 市民による市民自治討論会」について
第6回	H16.12.20(月) 18:30～21:30 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・「誰がやるんだ まちづくり!? 市民による市民自治討論会」をふりかえって ・討論「自治のルールづくりに向けて」
第7回	H17.1.31(月) 18:30～21:50 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・合同会議の開催内容について ・条例づくりに向けた第3期以降の取り組み方について ・条例づくりに向けた討論:「私が条例に盛り込みたい内容とは」
第8回	H17.2.16(水) 18:30～21:10 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・「自治基本条例は、なぜ必要か」について ・「条例に盛り込みたい内容」について ・「情報公開・情報提供・情報共有」「住民参加・協働」 ・今後の進め方について
第9回	H17.3.5(土) 13:30～19:00 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・「自治基本条例は、なぜ必要か」について ・「こんな自治基本条例にしたい:私の思い」 ・「条例に盛り込みたい内容」について ・「連携・協力」「政策形成活動」「行政組織・職員」「行政の公正信頼」

第10回	H17.3.19(土) 13:30~19:30 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・「自治基本条例は、なぜ必要か」について ・「条例に盛り込みたい内容」について 「議会・議員」「行政の公正信頼」「見直し手続」「その他」 ・今後の運営について
第11回	H17.4.14(木) 18:30~21:15 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局挨拶 ・活動別委員会について(連絡) ・論点項目表に関する確認、意見交換
第12回	H17.4.26(火) 18:30~21:15 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの会議の流れについて ・中間報告書の骨格について 理念について 骨格となる項目について
第13回	H17.5.17(火) 18:30~21:25 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・PR、起草活動の報告 ・中間報告書の骨格 中間報告書の体裁、概念図、内容について 「住民投票制度」について ・その他、委員会の記録と公開等について
第14回	H17.6.8(水) 18:30~20:30 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書(案) ver.0608 について 説明と意見交換 ・その他、今後の活動スケジュールの確認等
第15回	H17.6.28(火) 18:30~21:35 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書(案) ver.0628 について 説明と意見交換 ・その他、今後の活動スケジュールの確認等
第16回	H17.7.22(金) 18:30~20:30 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告に向けての意見交換 中間報告書の重要な検討事項について ・PR活動の報告と確認 「中間報告書 概要版」及び「概要版対応アンケート」 市民自治ワークショップ申し込み状況について
第17回	H17.9.14(水) 18:30~20:30 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書について 「報告書 050914 案」の説明及び変更点 ・今後の活動について 中間報告に対するアンケート等の状況 市民自治ワークショップの成果について、 今後のスケジュールの確認等
第18回	H17.10.27(木) 18:30~20:30 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告書 第2次案について ・その他、最終スケジュールの確認等 アンケート等、今後の委員会の活動
第19回	H17.11.17(木) 18:30~21:15 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告書 第3次案について ・その他の連絡事項等
第20回	H17.12.2(金) 18:30~21:00 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告書 第4次案について ・その他の連絡事項等
第21回	H17.12.14(水) 18:30~22:30 WEST19 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告書 第5次案について ・その他の連絡事項等

(2) 活動別グループ

条例研究会議 (H16.8～H16.11)

	日時 / 会場
第1回	H16.8.18(水) 18:00～21:00 札幌エルプラザ
第2回	H16.9.8(水) 18:00～21:00 市役所本庁舎13階 東会議室
第3回	H16.9.24(金) 18:00～21:00 市役所本庁舎13階 東会議室
第4回	H16.10.13(水) 18:00～21:00 市役所本庁舎13階 南西会議室
第5回	H16.11.17(水) 18:00～21:00 市役所本庁舎13階 南西会議室

中間報告書案起草委員会 (H17.3～7)

	日時 / 会場
第1回	H17.3.31(木) 18:30～21:20 市役所本庁舎13階 東会議室
第2回	H17.4.7(木) 18:30～21:00 市役所本庁舎13階 東会議室
第3回	H17.4.19(火) 18:30～21:20 市役所本庁舎13階 東会議室
第4回	H17.5.11(水) 18:30～21:50 市役所本庁舎13階 東会議室
第5回	H17.5.23(月) 18:30～21:00 市役所本庁舎13階 東会議室
拡大起草 委員会	市職員有志との意見交換会 H17.5.31(火) 18:30～22:00 WEST19 2階研修室
第6回	H17.6.2(木) 18:30～22:15 市役所本庁舎12階2号会議室
拡大起草 委員会	アドバイザーとの打ち合わせ H17.6.4(土) 13:30～16:10 WEST19 2階研修室
第7回	H17.6.13(月) 18:30～22:30 市役所本庁舎6階 北西会議室
第8回	H17.6.22(木) 18:30～22:30 市役所本庁舎12階5号会議室
第9回	H17.7.6(水) 18:30～22:30 市役所本庁舎13階 東会議室

PR会議 (H16.8～H16.11)

	日時 / 会場
第1回	H16.8.18(水) 19:30～22:00 札幌エルプラザ
第2回	H16.9.8(水) 18:30～22:20 市役所本庁舎13階 南西会議室
第3回	H16.9.24(金) 18:30～22:00 市役所本庁舎13階 南西会議室
第4回	H16.10.21(木) 18:30～22:00 市役所本庁舎13階 東会議室
第5回	H16.11.16(火) 18:30～22:30 市役所本庁舎13階 東会議室

PR企画委員会 (H17.3～7)

	日時 / 会場
第1回	H17.3.30(水) 18:30～21:20 市役所本庁舎13階 東会議室
第2回	H17.4.6(水) 18:30～21:30 市役所本庁舎12階 2号会議室
第3回	H17.5.9(月) 18:30～21:15 市役所本庁舎12階 2号会議室
第4回	H17.5.25(水) 18:30～22:10 市役所本庁舎12階 5号会議室
第5回	H17.6.16(木) 18:30～21:30 市役所本庁舎6階 北西会議室
第6回	H17.7.5(火) 18:30～21:20 市役所本庁舎13階 東会議室
第7回	H17.7.20(水) 18:30～22:00 市役所本庁舎13階 東会議室

ホームページ編集委員会 (H16.11～H17.2)

	日時 / 会場
第1回	H17.2.24(水) 18:30～21:00 市役所本庁舎13階 区政課
第2回	H16.12.8(水) 18:30～21:00 市役所本庁舎13階 区政課
第3回	H16.11.9(火) 18:30～21:00 市役所本庁舎13階 区政課

ワークショップ企画委員会 (H17.6~H17.8)

	日時 / 会場
第1回	H17.6.23(木) 18:30~21:20 市役所本庁舎 13階 東会議室
第2回	H17.7.5(火) 11:00~12:00 市役所本庁舎 13階 東会議室

	日時 / 会場
第3回	H17.7.25(月) 18:30~23:00 市役所本庁舎 13階 東会議室
第4回	H17.8.22(月) 18:30~22:30 市役所本庁舎 13階 東会議室

最終報告書案起草委員会 (H17.9~12)

	日時 / 会場
第1回	H17.9.7(水) 18:30~21:20 市役所本庁舎 13階 東会議室
第2回	H17.9.21(水) 18:30~22:30 市役所本庁舎 13階 東会議室
第3回	H17.9.30(金) 18:30~23:15 市役所本庁舎 13階 東会議室
第4回	H17.10.6(木) 18:30~22:30 市役所本庁舎 13階 東会議室
第5回	H17.10.12(水) 18:30~23:15 市役所本庁舎 13階 東会議室
第6回	H17.10.21(金) 18:30~23:30 市役所本庁舎 13階 東会議室

	日時 / 会場
第7回	H17.11.7(月) 18:30~22:30 市役所本庁舎 13階 東会議室
第8回	H17.11.10(木) 18:30~23:15 市役所本庁舎 13階 東会議室
第9回	H17.11.21(月) 18:30~23:30 市役所本庁舎 13階 東会議室
第10回	H17.11.28(月) 18:30~0:25 市役所本庁舎 13階 東会議室
第11回	H17.12.7(水) 18:30~1:30 市役所本庁舎 13階 東会議室
第12回	H17.12.10(土) 17:00~22:20 市役所本庁舎 13階 東会議室

(3)世話人会 (H16.7~H17.7)

	日時 / 会場
第1回	H16.7.23(金) 18:30~21:00 市役所本庁舎 13階 東会議室
第2回	H16.8.12(木) 18:30~21:30 市役所本庁舎 13階 東会議室
第3回	H16.9.3(金) 18:30~21:00 市役所本庁舎 13階 南西会議室
第4回	H16.9.29(水) 18:30~22:20 市役所本庁舎 13階 東会議室
第5回	H16.10.25(月) 18:30~21:30 市役所本庁舎 13階 東会議室
第6回	H16.11.25(木) 18:30~21:00 市役所本庁舎 13階 東会議室

	日時 / 会場
第7回	H17.1.17(月) 18:30~21:20 市役所本庁舎 13階 東会議室
第8回	H17.2.9(水) 18:30~22:00 市役所本庁舎 13階 東会議室
第9回	H17.2.23(水) 18:30~22:00 市役所本庁舎 13階 東会議室
第10回	H17.4.18(月) 18:30~20:00 市役所本庁舎 13階 東会議室
第11回	H17.7.28(木) 18:30~20:40 市役所本庁舎 13階 東会議室

各会場所在地
市役所本庁舎(中央区北1条西2丁目)、
WEST19(中央区大通西19丁目)、
札幌エルプラザ(北区北8条西3丁目)

(4) 開催した主なイベント

「みんなでつくる自治基本条例」学習会

第1回 入門編	日時/会場	H16.9.15(水) 18:30~20:30 WEST19 2階研修室
	テーマ	「市民自治を支えるルール(条例)」
	講師	田中 孝男氏(札幌市 総務局 都市経営課)
第2回 基礎編	日時/会場	H16.10.5(火) 18:30~20:30 WEST19 5階ホール
	テーマ	「自治基本条例ってなあに?」
	講師	石黒 匡人氏(小樽商科大学 商学部 教授 市民会議委員)
第3回 基礎編 Part2	日時/会場	H16.12.14(火) 18:30~20:30 市役所本庁舎12階1~3号会議室
	テーマ	「自治基本条例の今とこれから」
	講師	福士 明氏(札幌大学 法学部 教授 市民会議アドバイザー)
第4回	日時/会場	H17.1.21(金) 18:30~20:30 WEST19 5階ホール
	テーマ	「自治基本条例の考え方と作り方」
	講師	神原 勝氏(北海道大学大学院 法学研究科 教授)

講師の所属等は学習会開催当時のものです。

誰がやるんだ まちづくり!? ~市民による市民自治討論会~

日時/会場	H16.12.4(土) 14:00~16:00 WEST19 5階ホール
内容	公募発言者による100秒スピーチ「自治に対する市民の思い」の発表と、公募発言者、市民会議委員、市長による討論会を開催。(参加者170人)

市民自治討論会発言者等との合同会議

日時/会場	H17.2.11(金・祝) 13:30~17:30 WEST19 5階ホール
内容	ワークショップ形式による、市民自治討論会の100秒発言者・100秒発言応募者と市民会議委員の意見交換会を開催。(参加者37人 委員10人を含む)

澄川モデル地区プロジェクト未来を担う子どもたちに引き継ぐまちづくりのルール」

日時/会場	H17.5.28(土) 13:30~17:30 澄川地区センター(南区澄川4条4丁目) 多目的ホール
内容	中高生や町内会、商店街等の地域の方々を集まっていたき、「みち(道路)」を素材に、まちづくりに必要なルールについて意見交換を実施。(参加者75人)

市民自治ワークショップ ~みんなの声を自治基本条例につなげるために~

日時/会場	H17.7.25(土) 13:30~17:00 WEST19 5階ホール
内容	中間報告の内容を説明した後、市民会議委員を含む参加者が7グループに分かれてワークショップを実施。テーマは選択形式で、「情報共有」「市民参加」等、市民会議で論点になった項目や市民に身近な項目から選んでいただいた。最後に各グループの討論の成果を発表し合い、共有を図った。(参加者48人)

まちづくりのルール(自治基本条例)有識者座談会

日時/会場	H17.8.20(土) 12:30~15:00 WEST19 5階ホール
内容	市民会議による中間報告の内容を紹介。松下 圭一氏(法政大学名誉教授)による講演「基本条例の考え方」の後、森 啓氏(北海学園大学教授)を交えて市民会議メンバーとの意見交換を行った。(参加者84名 委員6人を含む)

(5)委員が参加した出前講座など

日時 / 会場	
H16.10.19(火)	白石区家庭教育学級センター 校会議(北都小)
H16.10.19(火)	福住地区まちづくり協議会
H16.10.31(日)	コミュニティ FM4 局同時放送 「みんなでつくりよう市民自治！ でも市民自治ってなんだ？」
H16.10.31(日)	豊平地区町内会連合会 研修会
H16.11.2(火)	北海道大学大学院文学研究科 宮内助教授の授業
H16.11.8(月)	Let's(レッツ)中央 (勤労青少年ホーム)

日時 / 会場	
H16.12.8(水)	北海道大学大学院文学研究科 宮内助教授のゼミ
H17.3.26(土)	さっぽろごみゼロキャラバン
H17.7.22(金)	陵陽中学校(豊平区)
H17.7.30(土)	厚別区民まつり
H17.8.4(木)	まちづくりのルールを考えよう！IN南平岸
H17.8.31(水)	まちづくり仲良し会(北区)

(6)市民会議が運営するホームページ

「じっちいcom」 <http://www.jichie.com/>

市民自治を進める市民会議
「自治のルールみんなで作ろう」委員会

じっちい.com

市民自治を進める会議(愛称「自治のルール、みんなでつくりよう」委員会)は、広く市民に呼びかけながら、さらに自治基本条例への道筋について議論の輪を広げようと活動しています。▶詳しくは…

サイト内検索 Powered by Google

じっちいのお知らせ

7月12日に市長へ中間報告を手文
現在、最終報告に向けての検討を重ねています！
市民自治を進める市民会議「自治のルール、みんなでつくりよう」委員会では、現在、12月の最終報告に向けて、報告案の検討を行っています。中間報告については、こちらをご覧ください。
▶詳しくは…

- 2005/10/30
もっとじっちいを更新しました。
- 2005/10/30
じっちいのさえずりを更新しました。
- 2005/07/14
もっとじっちいを更新しました。
- 2005/05/08
じっちいの「縁」を更新しました。

じっちいカレンダー

じっちいのさえずり

社会は生きている。
市民活動も活発な会社員池田健次委員が、「市民自治」への想いを語ります。
▶詳しくは…

もっとじっちい

市長への中間報告を行いました！
2005年7月12日、市民自治を進める市民会議「自治のルール、みんなでつくりよう」委員会では、上田市長への自治基本条例に関する中間報告の手文を行いました。
▶詳しくは…

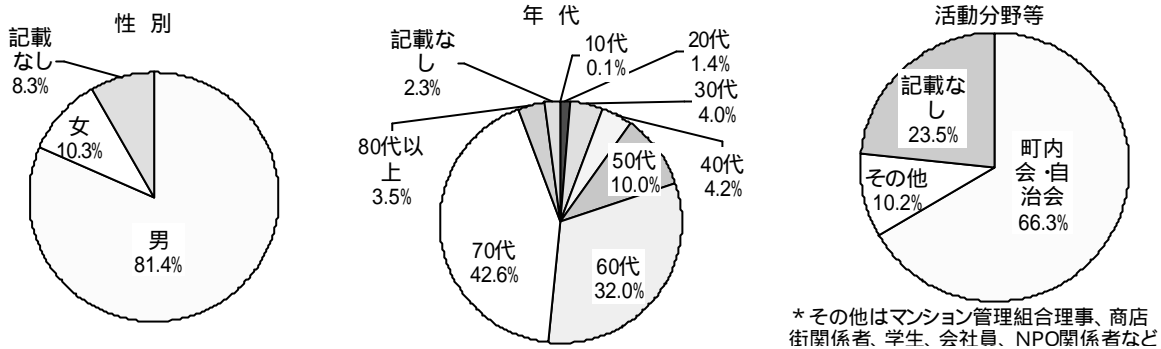
じっちいの「縁」

市民自治を進める会議
「自治のルール、みんなでつくりよう」委員会に関連するリンク集です。
▶見る

じっちいらいぶらり ▶見る

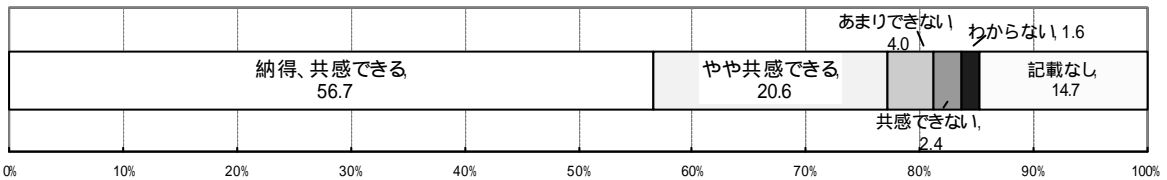
4 自治基本条例中間報告に対するアンケート結果

- (1) 実施期間 H17年 8~ 9月 (7月下旬から試行)
- (2) アンケート用紙配布方法 広報さっぽろに掲載し公共施設に配置、町内会関係者に配布、電子メール等で案内
- (3) 回答総数 1,223件
- (4) 回答者の属性



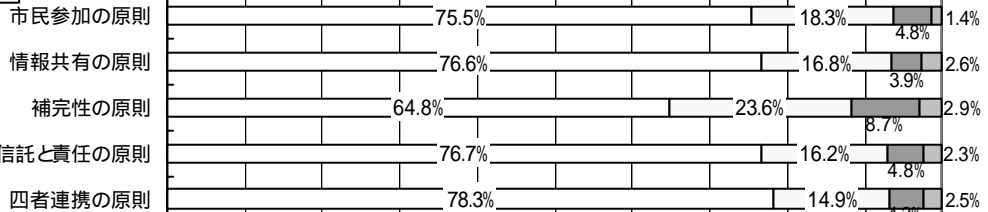
(5) アンケート結果

条例の必要性について

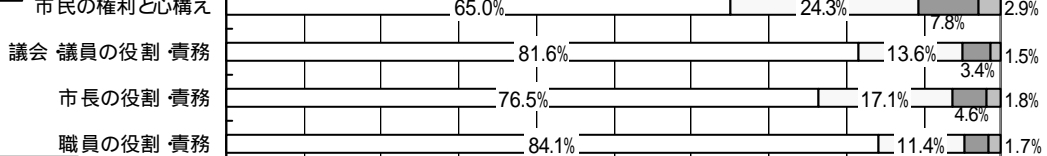


□ 納得、共感できる □ やや共感できる □ あまり共感できない □ 共感できない □ わからない □ 記載なし

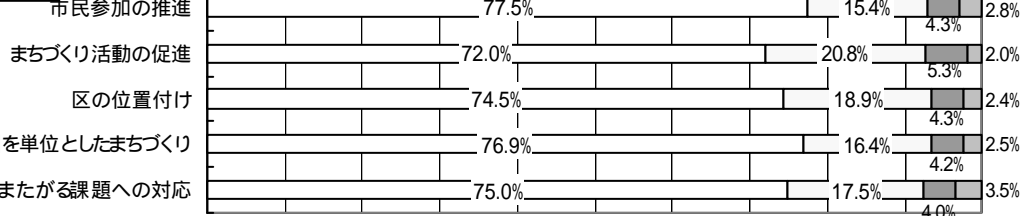
まちづくりの基本原則



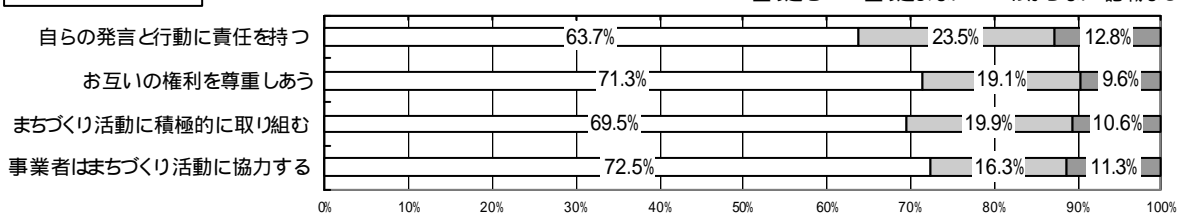
四者の役割



市の仕事の進め方



市民の責務について



5 委員からみなさんへ

池田健次委員



四季を感じる街に私たちは暮らしています。寒い日もあれば暑い日もある。雨の日もあれば晴れの日もある。寒ければ服を着、雨が降れば傘をさします。場面により、生きる術を私たちは実行しています。そんな自然な行動を私たち市民が「札幌」に対し持ち続けていれば、大小はあっても自分のすべきことが見えてくる。市民自治という言葉が特別なものではなく、生活の中に溶け込み自然な形で現れることを願ってやみません。

石黒匡人委員



会議のメンバーの中に後から加えていただいて以来、「市民会議って何なのだろう?」「今札幌の市民が求めている自治基本条例ってどういうものなんだろう?」と考えてきて1年半近くが経ちました。多くの方々のご支援のおかげでようやく出すことができたこの報告書が、札幌の自治を進めていく力になることを願っています。

一瀬ヒロ委員



これからの札幌市は市民参加のまちづくり、協働のまちづくりとささやかれ始めたのは平成14年頃だった。その時、ほのぼのと嬉しさがこみあげたことを記憶している。あまりに大きく、手の付けようもない地域福祉を、福祉のまち推進センターが考え運営して行かねばならぬことに苦慮していたころでもあった。「このまちに住んでよかった」の福祉のまちづくりを、皆さんの知恵で、皆さんの手で作りましょうをスローガンに、いつでも、どこからでも、自分にできることから福祉のまちづくりに参加してくださいと呼び掛け、企業のみなさんや福祉施設、在宅介護支援センターとも協働で出来る事業者、協力し合えることで活動が広がるようにもなりました。これからはお役所(行政)も加わって市民一人ひとりが尊重された、まちづくりが実現します。

大石昇司委員



いまの札幌の街には違法なものが溢れています。電柱ビラは自ら名乗って違法をしているのに、それが営業に結びつく市民の無関心さ。後を絶たない廃棄物投棄。一般市民も日常化しているポイ捨て。規則を守るのは常識であるはずなのに、改めて条例を定めても守られていないのが現状です。

そんな中で地方自治の憲法とも言われる基本条例が制定されます。最後の砦は果たして守られるのか、市民も議会も行政も、心して考えなければならない場面がいよいよ来たと考えております。

岡本雅樹委員



2006年度から「障害者自立支援法」が始まり、私達、障がいを持つ者の生活が大きく変化します。「施設から地域へ」という自立した生活を応援する良い法律ですが、一方で負担が増える法律です。私は、この法律が生きるためには、良い自治体が必要だと考えます。

この委員会を通して、年齢・性別・障がいの有無を超えて議論を交えました。一人一人、個性があってそれぞれのニーズがある社会です。市民一人一人がお互いを助け合い、支えあい、励ましあえる札幌市を作っていきたいです。長い間ありがとうございました。

川口 剛委員



札幌に暮らす私たちが、札幌というまちを共有して、札幌に生きることを享受する。

そのためには、自らが学び、考え、時には選択をしなくてははいけません。

そして、札幌のための札幌独自のルールが必要です。

今回の提案が、そんな豊かな札幌づくりに向けた原点になれば、と思います。

木原くみこ委員



困ったことが起きた時こそ、まちづくりへの参加のチャンスだと思います。

そのときに、自分の思いを伝える手段や場所がたくさんあることが必要で、そしてその声が、ちゃんと伝わっていかねばなりません。ひとりの声がとどくまち、さっぽろに！

笹村 一委員



とかく、色々な条例などの取り決めが制定され、自治に関するルールなどが施行されても、一部の市民だけの認識であったり、絵に描いた餅、ということが往々にしたりします。今回の市民自治基本条例の施行後、多くの市民に知らせる努力と工夫を期待致します。

中島正晴委員



188万人を超える大きな街、さっぽろですが、市民1人1人のさっぽろを愛する気持ちが自分たちのまちづくりにつながっていく実感のもてる街になることを願って、そのためにはどういう仕組みになっていたらいいいんだろうと会議を重ねてきました。子どもも大人も、いろいろな立場の市民が議員、市長と市職員、みんなでまちの知恵を出し合うことができるとよいと思います。

西田郁子委員



まず、「まちづくり」にご尽力されていらっしゃる方々に敬意を表させていただきます。条例づくりに参加させていただき、本当に理解できているのか？という思いがありました。

市長が指揮者であるならば、市民の音合わせをするのに必要になるのが条例でしょうか？「暮らし易いまちのハーモニー」が奏でられることを願っています。

星野克紀委員



ある本に「それなりの市民」という言葉が出ていました。『民主社会においては、「それなりに良い市民(グッド・イナフ・シティズン)」が増えていけばよい』のだそうです。今回の報告書の主人公である「市民」も、札幌市に何らかの関わりを持つ「それなりの市民」だと思います。私もそうした市民の一員として、まちづくりに関わって行きたいと思います。

丸山博子委員



わがまちを愛する市民のおもいを、かたちに変えるためには、市民相互の信頼に基づき、知恵や力を寄せ合うことが必要です。それは、市民同士が、そして市民と議員、市長、職員が「関わりあうことで完成するしくみ」を充実させていくことです。しくみは、生み出すものであり、使いながら見直して変えていくものです。この報告書も、会議傍聴者から等の多くの御意見で進化しました。今後さらに多くの方に見ていただくことで、必ずや前進するはずです。

山田澄子委員



難しかったけれど市民参加の意義を確信できた市民会議でした。

これから制定される自治基本条例をいかしながら、何を大事にし、何を優先し、何に重点を置いたまちづくりをすすめていくのか、私たち市民が実感できる札幌市でありたいと思います。それには自発的な市民参加が欠かせません。

これから実施するこの条例のパブリックコメントに、ひとりでも多くの市民が関心を示し意見を寄せることが重要と考えています。



木村篤子 前コーディネーター（平成 16 年 7 月～平成 17 年 3 月）



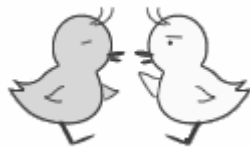
「市民自治を進める市民会議」は「市民自治を考える市民会議」を基盤に出発しました。「考える会議」の第 1 回は忘れもしません、平成 15 年 12 月 20 日のこと。テレビ塔の会議室で、緊張気味に「頼りないバスガイドですが、よろしく」というようなご挨拶をしたことが思い出されます。

あれから丸 2 年。「バスガイド」は、途中で「若い船頭」にバトンタッチしましたが、まためぐってきたホワイトイルミネーションの季節に、委員の方々の熟考と激論と熱意の凝縮した報告書が上田市長に手渡される日を迎えました。委員、市事務局の皆様、本当におつかれさまでした。これからが本当の航海の始まりでしょうが、これまでの、決して楽ではないけれども、この上なく貴重な旅をご一緒できたことについて、深く深く感謝しています。

溝淵清彦 コーディネーター（平成 17 年 4 月～平成 17 年 12 月）



委員の皆さんを始め多くの方々に支えられて、4 月からの 9 カ月間、勉強に明け暮れました。大口を叩いて進行役を引き継いだものの、経験も浅く、頼りない、あるまじきコーディネーターでしたが、皆さんの討議に少しなりとも関わられたことを非常に感謝しています。条例が制定されたときには、市民活動に取り組む一人として、その条例が生きたものになるよう、心してまちづくりに参加していきたいと思います。本当にありがとうございました。



おわりに

今まで経験したことのない未知の世界への出発です。

まちづくりを航海に例えると、市民は船主でもある乗客、市長は船長、職員は乗組員といえるのではないのでしょうか。

乗客である市民は、今、どこを航行中なのか、次の寄港地はどこなのか、翌日の天気はどうなるのかなどを常に知らせて欲しいと思います。（広報さっぽろや、広報番組、インターネットホームページなど日常的な情報提供）

また、乗客は、お金を払って、命を預けていますので、必要なときには、船の構造や、燃料の残り具合、安全確保の状況など、運行管理のことも、知ることができる権利を保障されていなければなりません。（財務情報、政策情報などの提供）

どんな荒天にも対応できるように、海図や天気図の読み方など、安全な航海に必要な情報や技術は、乗組員である全職員が共有していなければなりません。複雑なエンジンの仕組みを理解し、舵取りの技術を身につけるなど、専門的な知識も必要です。（職員の資質向上）

船が大きくなり複雑化している分、嵐に耐えられるか、強度や航行能力は大丈夫かなど性能については、常に緻密なチェックと改善が必要となります。（行政評価、監査など）

乗組員全員が最善の注意をはらって運行に携り、乗客も自分達が安全で快適に過ごせるよう、情報やアイデアを出します。また必要なときには、協力して危機を乗り越えます。（市民と行政の協働）

長い船旅です。乗客同士が楽しく毎日を過ごすために、お互いにマナーを守り、信頼関係を築くよう努めます。交流を深めるためのイベントも企画するかもしれません。（市民主体の活動）

そして、旅で一番大切なこと、どこに向かって船出するかという「行き先」を決めるのは乗客です。何千人も乗っている大型客船では、みんなが集まって話し合うのは難しいので、代表を選ぶことになるでしょう。乗客は、自分たちの行き先を決める代表を真剣に選びます。

それは、自治体で言うと「市長」であり、同じく代表の集まりである「議会」がその働きをチェックすることで、より安全で実り多い航海を目指します。

このようにみんなで楽しく航海するための約束事を取り決めたのが自治基本条例ではないかと思います。

私たちの目指す元気なさっぽろに向かっての船出です。すばらしい航海となることを願って止みません。



「自治基本条例」に関する報告書

札幌市市民自治を進める市民会議 委員

池田 健次、石黒 匡人、一瀬 ヒロ、大石 昇司、岡本 雅樹、川口 剛、
木原 くみこ、笹村 一、中島 正晴、西田 郁子、星野 克紀、丸山 博子、
山田 澄子、井澤 佑希（平成 17 年 3 月退任）

福士 明 アドバイザー、

木村 篤子 コーディネーター（平成 16 年 7 月～平成 17 年 3 月）

溝渕 清彦 コーディネーター（平成 17 年 4 月～平成 17 年 12 月）



（お問い合わせ先）

事務局：札幌市市民まちづくり局 地域振興部 区政課 市民自治担当

住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 13階

電話：011-211-2252 FAX：011-218-5156

E-Mail：kusei@city.sapporo.jp

ホームページ：<http://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/>